

身体拘束適正化のための 指針

特定非営利活動法人
わくわくクラブ

(施設における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方)

第1条 身体拘束は利用者の心身の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある成長・発達を阻むものであることに鑑み、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが拘束廃止に向けた意識を持ち、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしない支援の実施に努める。

(身体拘束適正化検討委員会に関する事項)

第2条 当法人では、身体拘束等の廃止に努める観点から、「身体拘束適正化委員会(虐待防止委員会と併設)」を組織する。

なお、本委員会の運営責任者(委員長)は当法人の理事長とし、管理者を「身体拘束等の適正化を適切に実施するための担当者(以下担当者)」とする。

- 2 身体拘束適正化委員会は、虐待防止委員会と一体的に行う。
- 3 身体拘束適正化委員会は、年に1回以上、委員長が招集し、開催する。
- 4 身体拘束適正化委員会では、次のような内容について協議する。
 - ① 身体拘束適正化委員会に関すること
 - ② 身体拘束等の適正化のための指針の整備に関すること
 - ③ 身体拘束等の適正化のための職員研修の内容に関すること
 - ④ 身体拘束等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ⑤ 職員が身体拘束を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ⑥ 身体拘束が発生した場合、その発生原因の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ⑦ 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(身体拘束適正化のための職員研修に関する基本方針)

第3条 職員に対する身体拘束の適正化のための研修の内容は、身体拘束に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、身体拘束の適正化を徹底します。

- 2 研修は、年1回以上行います。また、新規採用時には必ず研修を実施します。
- 3 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を文書に記録します。

(施設内で発生した身体拘束の報告方法等のための方策に関する基本方針)

第4条 身体拘束の事案については、その全ての案件を身体拘束適正化委員会に報告するものとする。

この際、委員長が、定期開催の同委員会を待たずして報告を要すると判断した場合は、臨時的に同委員会を招集するものとする。

(身体拘束発生時の対応に関する基本方針)

第5条 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施する。

① 組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、担当職員又は関係者で身体拘束の必要性や原因・解決方法を検討し、個別支援会議において組織として慎重に検討・決定する。

身体拘束を行う場合は、個別支援計画に身体拘束の態様及び拘束解除の条件、緊急やむを得ない理由を個別支援計画書に記載する。

② 本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合は、事前に利用者本人や家族に十分説明を行い、了解を得る。

かつ、身体拘束に関する必要事項を記載した個別支援計画書を交付する。

③ 行政への相談

身体拘束に関する必要事項を記載した個別支援計画書を交付した利用者については、市町村の担当課との相談・連携の上で対応にあたる。

※組織的決定や個別支援計画書への記載のない身体拘束については、同課に通報(報告)を行う。

④ 必要な事項の記録

身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。また、身体拘束の原因となる状況の分析を継続的に行い、身体拘束の解消に向けた統一した取り組みのもと、利用者個々人のニーズに応じた支援を検討する。

⑤ 個別支援計画書から身体拘束の記載を削除する場合は、個別支援会議で決定する。

(利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

第6条 利用者に対して当該指針を紙媒体として配布するとともに、ホームページに掲載し、利用者以外もインターネット上で随時閲覧が可能な状態にする。

(その他身体拘束適正化推進のために必要な事項)

第7条 第3条に定める研修のほか、利用者理解・適切な支援のための研修に積極的に参加し、利用者の権利擁護と支援の質向上に努めることとする。

附則

この指針は、令和6年3月13日より施行する。